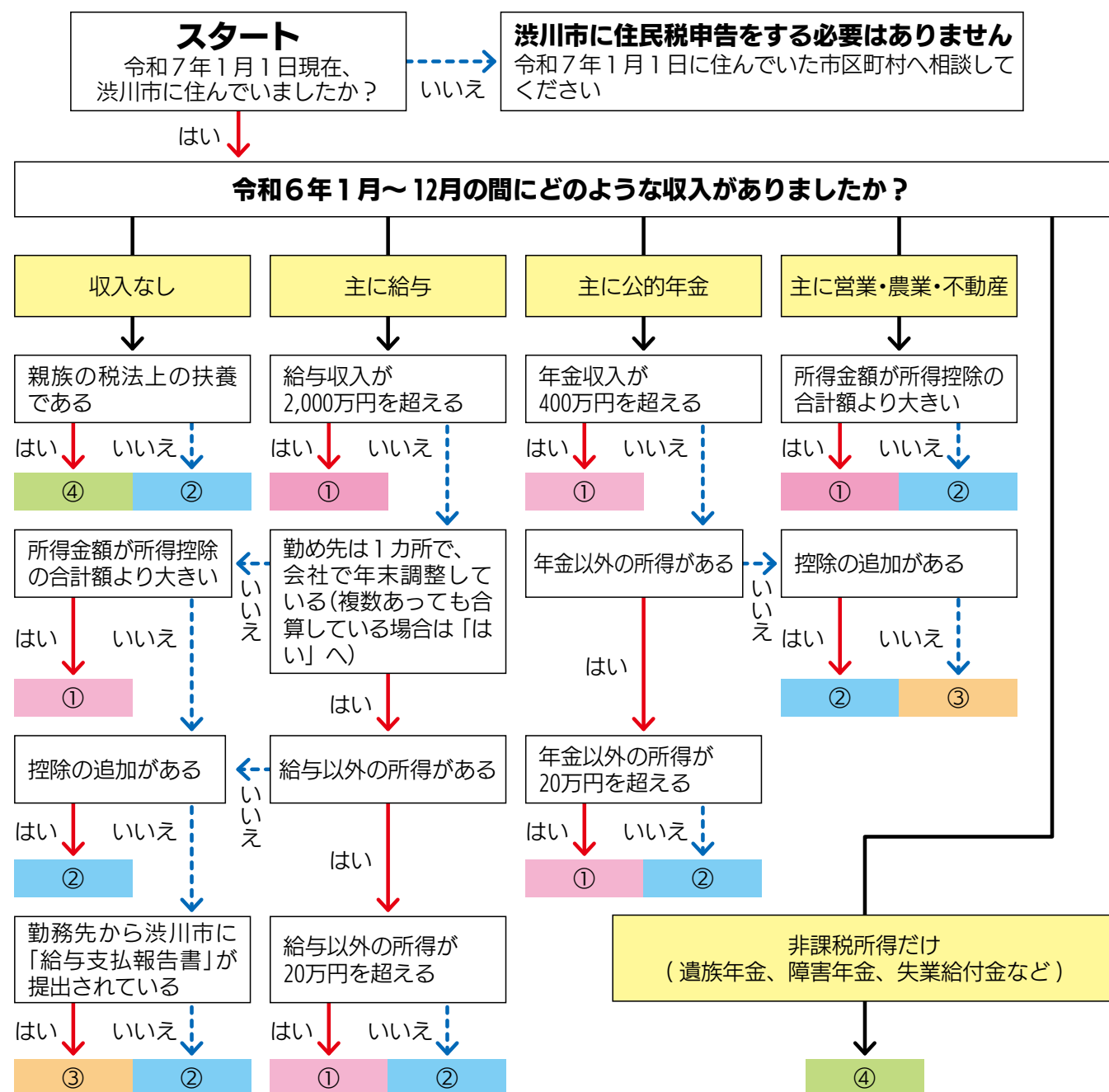


住民税申告・確定申告の簡易判定フローチャート



《フローチャートの判定結果》

※フローチャートは一般的な例を示しています

①確定申告が必要です	所得税・復興特別所得税の確定申告を行えば、住民税の申告も行ったことになります。確定申告書「住民税・事業税に関する事項」欄に該当する事項、金額があれば必ず記入してください。詳細は、7ページを確認してください。
②住民税申告が必要です	6ページを確認の上、手続きしてください。なお、簡易な内容なら電話で申告ができます。また、所得税・復興特別所得税が源泉徴収されていて、申告により還付を受けたい場合には、確定申告が必要です。詳細は、7ページを確認してください。
③申告をする必要はありません	所得税・復興特別所得税が源泉徴収されていて、申告により還付を受けたい場合には、確定申告が必要です。詳細は、7ページを確認してください。
④申告が必要な場合があります	国民健康保険税の軽減措置や、国民年金保険料の申請免除を受ける場合、所得・税金に関する証明書が必要な場合は、住民税の申告が必要です。詳細は、6ページを確認してください。

※フローチャートを見てもよく分からないという人は、申告会場(☎2251)へ問い合わせてください



正しく お早めに

税の申告



申告期間は
2月10日(月)～3月17日(月)

今年から市の相談受付期間が変更になります

市は、2月10日(月)から、所得税および復興特別所得税の確定申告(以下「確定申告」)、市県民税の申告(以下「住民税申告」)の相談受付を行います。

自分が申告をする必要があるかどうか、5ページのフローチャートを参考に確認し、期限までに正しく申告してください。

詳しくは、市ホームページ(ID=1489)または、☎税務課(☎2251)へ。

申告内容により、市役所で受け付けできる場合と税務署での申告が必要な場合があります。会場によって、受け付けの内容や期間に違いがあるので注意してください(6・7ページ参照)。

例年、申告会場での手続きは、大変な混雑となります。オンラインで確定申告ができる「確定申告書等作成コーナー」を、ぜひ、利用してください(詳細は、下枠のとおり)。

スマホ・パソコンでいつでも申告できます

〈オンライン申告の手順〉

①右の2次元コードから国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」にアクセスする



※国税庁ホームページは、URL(<https://www.keisan.nta.go.jp>)でもアクセスできます

②申告書を作成(自動計算・自動入力)する

③申告書を送信・提出する

▷マイナンバーカード方式＝マイナンバーカード読み取り対応スマートフォンから送信

▷ID・パスワード方式＝税務署で発行された

ID・パスワードでログインして送信

▷郵送で提出＝作成した申告書を印刷して高崎税務署(〒370-8611・高崎市東町134-12)へ郵送

〈問合せ先〉

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク(☎0570-01-5901)

〈申告書の作成方法を動画で確認できます〉

国税庁ホームページ「動画で見る確定申告」は、右の2次元コードから確認してください



◀動画はこちら

確定申告が必要な人

高崎税務署
027-322-4711

市で申告相談が受けられる人

申告会場
22-2251

税務署での申告受付は2月17日から

税務署の申告会場で申告する場合は、必要書類・マイナンバーカードなどを持参の上、下記のとおり手続きしてください。

とき 2月17日(月)～3月17日(月)午前8時30分～午後4時(土・日曜日、祝日を除く)

※3月2日(日)は受け付けを行います

※当日の整理券配付状況によっては、相談受付を終了する場合があります

※期間中、高崎税務署の申告相談は行いません

ところ ビエント高崎(高崎市間屋町2-7)

持ち物 ▷申告に必要な書類

▷スマートフォン

▷マイナンバーカード

▷マイナンバーカードのパスワード(2種類)

その他 ▷会場への入場には整理券が必要です。

右の2次元コードから、

国税庁ホームページを

確認の上、国税庁LINE公式アカウントから、

相談会場と日時を

選択して申し込んでく

ださい(2月上旬申込開始予定)

▷会場では、原則、持参したスマートフォンを自

分で操作して申告書の作成を行います(申告内容

によってパソコンでの作成となります)

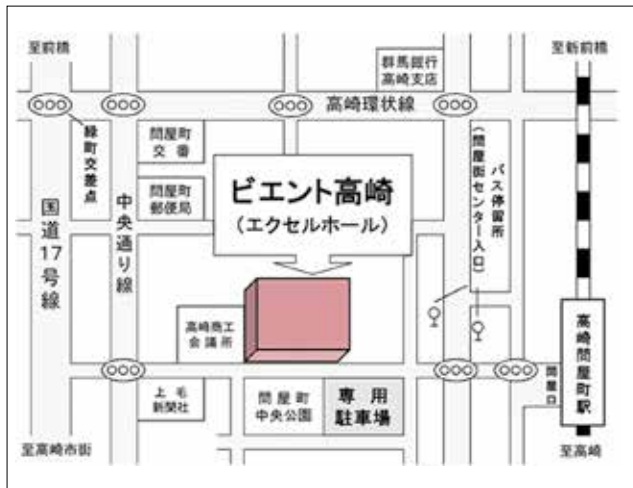
問合せ先 高崎税務署(☎027-322-4711)



▲国税庁
ホームページ

ビエント高崎

アクセスマップ



(別表2) 税務署での確定申告が必要な人

対象
☐ 青色申告をする人
☐ 損失申告をする人
☐ 修正申告、更正の請求をする人
☐ 過年分の申告をする人
☐ 死亡した人の申告(準確定申告)をする人
☐ 山林所得があった人
☐ 土地、建物、株式の売却による収入があった人
☐ 年間取引報告書を用いた申告をする人
☐ 総合譲渡所得があった人
☐ 分離退職所得があった人
☐ 暗号資産、先物取引、FXによる収入があった人
☐ 相続などに係る生命保険契約に基づく年金収入があった人
☐ 外国で受け取った年金収入があった人
☐ 外国居住者を扶養に追加する人
☐ 雑損控除、外国税額控除の適用を受ける人
☐ 住宅借入金等特別控除の1年目または連帯債務の申告をする人
☐ 贈与税、消費税の申告をする人
☐ その他特殊な内容の申告をする人

※申告書の作成が完了している場合は、市の申告会場で預かることができます

税理士による確定申告無料相談 〈事前予約優先制〉

とき・ところ・予約期間 別表3のとおり

対象 ▷給与所得があり医療費控除を受ける人

▷年末調整が済んでいない人

▷年金受給者

費用 無料

予約・問合せ先 電話で関

東信越税理士会高崎支部

(☎027-361-7788)へ



▲詳細は
こちら

(別表3) 税理士による確定申告無料相談

とき	ところ	予約期間
2月4日(火) 午前9時30分 ～午後3時45分	市役所第二庁舎 渋川公民館ホール	1月20日(月) ～27日(月)
2月12日(水) 午後0時30分 ～5時	ヤマダデンキLABI 1 高崎5階	1月27日(月) ～2月3日(月)
2月13日(木) 午前10時30分 ～午後4時45分	レストランフロア LABIバンケット高崎	

※予約受付時間は、午前10時～午後3時(正午～午後1時、土・日曜日、祝日を除く)

市での申告相談について

住民税申告のほか、確定申告についても簡易的なものにとり、下記の会場で受け付けます。必要書類など(別表1)を準備の上、申告会場へ持参してください。

※申告内容が別表2に該当する場合は、市で受け付けできません。4ページのオンライン申告または7ページの高崎税務署(ビエント高崎)での申告により手続きしてください

申告会場について

①第二庁舎あじさいホール会場

とき 2月10日(月)～3月17日(月)午前9時～11時30分、午後1時～3時30分

※土・日曜日、祝日を除く

受付内容 住民税申告、確定申告(別表2を除く)

《入場整理券について》

配布開始時間 当日の午前8時

※当日の状況により、配布開始時間が早まる場合があります

※規定枚数に達し次第、配布を終了します

《パソコンブースについて》

第二庁舎あじさいホール会場には、市民向けパソコンブースを設置しています。

自分で申告書を作成できる人は、ぜひ、活用してください。

利用時間 午前9時～正午、午後1時～4時

②伊香保・小野上・子持・赤城・北橋行政センター会場

とき 2月17日(月)～3月17日(月)午前9時～11時30分、午後1時～3時30分

※土・日曜日、祝日を除く

受付内容 簡易な住民税申告、簡易な確定申告(別表2を除く)

※事業所得(営業・農業・不動産)がある人は、第二庁舎で申告してください

共通の注意点

▷第二庁舎と各行政センターでは、受付期間や受付内容が異なります。注意してください

▷混雑状況により、午前中に来庁した人でも、午後の部の受け付けとなる場合があります

▷第二庁舎では、電話(☎2251)による簡易な住民税申告も受け付けています

▷各行政センターでは、申告に関する電話での問い合わせは受け付けていません

(別表1) 申告に必要な書類など

対象		必要書類など
申告者全員		黒のボールペン、マイナンバー(個人番号カード)、本人確認書類
還付申告の人		申告者本人の振込先口座番号が分かるもの(通帳など)
所得に関するもの	給与・年金所得者	源泉徴収票(コピー、データ可)
	事業(営業・農業)・不動産所得者	収支内訳書など(前もって記載すること)
	雑所得・一時所得者	収入金額・必要経費が分かる書類
	配当所得者	支払通知書など
控除に関するもの	社会保険料控除	国民年金保険料控除証明書、領収書、口座振替納付済通知書など ※会場で国民年金保険料の払込額(控除)などの確認はできません
	生命保険料控除	控除証明書、支払金額を証明する書類
	地震保険料控除	
	医療費控除	医療費控除の明細書(前もって記載すること)、医療費のお知らせ(各保険者が発行)、おむつ使用証明書など ※介護サービス利用料を算入する際は、請求者(事業者・施設など)に確認の上、医療費控除の対象となる金額のみを計上してください
	障害者控除	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書など
	寄付金控除	寄付金の領収書など(ふるさと納税でワンストップ特例申請をしていても領収書が必要です)

来場する際のお願い

▷混雑回避のため、なるべく申告者1人で来場してください

▷マスクの着用など、感染予防の対策をお願いします

▷収支内訳書や医療費控除の明細書などの添付書類は事前に作成してきてください

※申告会場の職員は作成できません

※収支内訳書などの各様式は、確定申告会場または税務課にあります。また、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)からダウンロードすることもできます

▷当日の入場整理券は、申告に必要な添付書類(収支内訳書や医療費控除の明細書など)の作成が済んだ人から取ることができます